

### 30. 神戸市営住宅集会所管理運営要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、集会所の運営を通じ、市営住宅管理の円滑な運営と市営住宅入居者（以下「入居者」という。）及び地域住民相互の交流を図ることを目的として必要な事項を定める。

(管理運営)

第2条 集会所の管理運営は、入居者で組織する集会所管理運営委員会（以下「委員会」という。）が行うものとする。

2 委員会は、その構成員として必要に応じ、地域自治団体等を加えることができるものとする。

(利用規程の作成)

第3条 委員会は、次の各号の範囲内でそれぞれの集会所利用規程を作成し、建築住宅局長の承認を得て利用者に周知させるものとする。

- (1) 集会所の利用方法。
- (2) 集会所の維持管理に要する費用（利用料金）の額及び徴収方法。
- (3) 集会所管理運営委員長、鍵の保管責任者、会計、監事。
- (4) この要領に定めるものの他集会所の管理運営に関し必要な事項。

(利用の範囲)

第4条 集会所の利用の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 住宅自治会等の活動に必要な会合、行事。
- (2) 地域自治会等の活動に必要な会合、行事。
- (3) 入居者及び地域住民の冠婚葬祭。
- (4) その他委員会が利用を適当と認める場合。

(利用の禁止)

第5条 集会所の利用目的が次の各号の一に該当するときは、利用を禁止するものとする。

- (1) 公安又は風俗を害するおそれのあるとき。
- (2) 営利を目的とするとき。
- (3) 個人利用のとき。ただし、前条第3号の場合を除く。
- (4) その他管理上支障をきたすおそれのあるとき。

(維持費等の負担)

第6条 集会所の利用に伴う電気、ガス、水道の使用料その他に要した経費等は原則として利用者が負担しなければならない。

(保管義務)

第7条 委員会は、当該集会所の使用について必要な注意を払いこれらを正常な状態において維持管理しなければならない。

(集会所の会計)

第8条 集会所の会計は独立して行い、その使途は集会所の光熱水費、備品購入費等に充てるものとする。

2 委員会は、年1回利用者に対し、会計報告を行うものとする。

(運営に関する報告)

第9条 委員会は、集会所の1年間(4月から翌年3月)の利用状況を毎年5月末日までに建築住宅局長に報告しなければならない。

(運営に関する指示)

第10条 建築住宅局長は、必要があるとき認めるとき、委員会に対し、随時集会所の利用状況、会計等について報告を求め、その他必要な指示を行うことができる。

(附 則)

1 この要領は、昭和54年7月1日から施行する。ただし、現に規程を定めて運営しているものについては、昭和55年3月31日までは従前の規程によることができる。

2 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

3 この要領は、平成31年4月1日から施行する。